

平成24年7月9日

豊橋市長 佐原光一様

豊橋市農業委員会

会長 鈴木隆年

国内の農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加など様々な課題を抱えている。さらには、東日本大震災、原子力発電所事故の影響等による農業収入の減少や将来への不安など、農業経営は非常に厳しい状況にある。

原油価格の影響による農業生産資材等の値上がりが続いている。また、世界的な穀物需給のひっ迫による飼料の値上げなどにより、農業生産費は増加する一方、農産物価格は低迷しており、農業経営に直結した施策が必要となっている。

その中でも豊橋は気候風土に恵まれ全国でも屈指の農業地帯であり、この地域での農地の環境整備、営農技術指導、人材育成を進め農業経営の成功事例を多く造ることが担い手の増加につながっていくと思われる。

また、生産者や消費者からは、より安全・安心で美味しい農産物のブランド化の取り組みが求められている。

以上を踏まえ、各項目について積極的な農業施策を講じられるよう要望する。

【地域特性に適した農業者の育成・確保】

1 担い手農家及び農業後継者の育成・確保に対する支援について

担い手農家や農業後継者が成長するためには、農業経営そのものへの支援が必要である。効率的で安定的な農業経営を行うためのパソコンを用いた農業簿記を理解し経営改善計画を立て、また、先進地の農家等の視察、研修を行い、生産現場の実情を学ぶことが非常に重要である。

そこで、意欲ある担い手農家及び後継者の育成・確保のため、視察、研修等費用の助成を要望する。

【農業生産を支える基盤の充実】

2 耕作放棄地の解消及び活用について

耕作放棄地の解消は、農地を守り、自給率の向上を目指す上で重要な課題

である。耕作放棄地は再生のための費用と労力がかかるため、個々の農家だけでは負担が大きい。

また、相続等により農地が分散し、遠方の所有者の認識不足が、農地集積の遅延の一原因となっている。

そこで、意欲ある担い手農家が積極的に農地の活用ができるように、次の事項を要望する。

耕作放棄地解消事業の助成金の継続とさらなる拡充を行うこと。

農地所有者に対して、耕作放棄地が周辺の農地や生活環境等に与える影響と適正管理による耕作放棄地の解消について周知を図ること。

3 農村環境の整備について

優良な農地を守るためには、施設の適正な維持・管理等が必要である。

そこで、次の事項を要望する。

(1) 農道(市道を含む)の整備について

農作業や農産物運搬等の効率と地域農村の生活環境の向上のため、未舗装の状態にある農道の整備、また、県道城下老津線の開通に併せた農道の新設を行うこと。

(2) ため池及び農業用水路、排水路等の整備について

農業用水を適切に確保・供給するには、ため池及び用排水機能の整備と保全管理が不可欠であるため、ため池及び排水路等の浚渫等を行うこと。

(3) 河川の整備について

老津、大崎、杉山地区の農地は海面よりも低く、水の流れが悪い。大雨による農地の浸水被害が発生するため、河口付近の海面水路の浚渫を行うこと。

【生産力と経営力の強化】

4 使用済みプラスチック活用のための検討委員会の設置について

本市においては、施設園芸農業が広く行われている。農家から排出される農業用使用済みプラスチック等の処理は、豊橋市農業用使用済みプラスチック適正処理推進協議会で進められているが、農家負担が重く農業経営を圧迫している。

そこで、市の焼却炉で代替エネルギーとして活用するための、有識者による検

討委員会の設置を要望する。

5 固定資産税(償却資産)の見直しについて

本市は東三河の中心都市としての役割を担っており、また、全国有数の農業算出額を誇る農業地帯でもある。流通の利便性を生かして、豊橋市の農業を発展させるために、農家の農業経営を安定させる必要がある。そのため、豊橋市独自の農業振興策の一つとして、農家の負担となっている農業用減価償却資産の固定資産税の廃止を要望する。

6 有害鳥獣駆除の強化及び支援について

開発行為や自然環境の変化、また、外来生物の野外への放置等から、鳥獣による農作物への被害が深刻化し、農家の生産意欲が減退している。

そこで、次の事項を要望する。

国の鳥獣被害防止総合対策事業による豊橋市の電気柵設置が平成24年度で終了するため、早急に対策を講じること。

防鳥網や防護柵等資材の購入に対する農家への助成をすること。

駆除対象の鳥獣を柔軟に拡大すること。

【とよはし農業の発信力の強化】

7 豊橋産農産物のブランド化及びPRの促進について

本市においては、品質も良く、量も確保できる多品目の農産物が生産されている。その優位性を活かしてブランド化を図るためには、農家が意欲を持って、良い品質と量を保持し、美味しい農産物を継続的に販売、PRすることが重要である。

そこで、次の事項を要望する。

農産物のより一層の品質及び生産技術向上のための必要な施策に取り組むこと。(栽培技術のマニュアル化、先進的生産システムの導入)

豊橋産農産物を熟知した販売促進員の育成と、大消費地の販売店にて継続した売り場の確保ができるよう取り組むこと。

他産地や外国産農産物との差別化を図るため、新聞、テレビ等マスメディア利用による情報発信、並びに著名人(豊橋ふるさと大使等)を積極的に登用した販売促進活動を行うこと。

【市民と支えあう農業の推進】

8 環境保全型農業に対する支援について

農薬の使用回数には制限があるため、長期栽培される作物(ナス、トマト類)は、ローテーション防除や天敵農薬を有効利用した環境保全型農業の取り組みにより防除効果を上げる努力をしている。

そこで、次の事項を要望する。

ハダニ類、また、外来害虫であるコナジラミ、スリップス類等に対する天敵農薬の購入費用に助成すること。

難防除病害虫(コナジラミ)の防除効果を上げるため、家庭菜園における防除の必要性を広く周知すること。

9 地産地消及び食農教育の促進について

(1) 地産地消の促進について

地産地消の取り組みは直ちに効果が発揮されるわけではなく、豊橋産農産物を地場農産物として選んでもらえるよう、継続的に進める必要がある。

そこで、地産地消に関するシンポジウムや消費者団体、地元小売業者、加工業者等との意見交換会の開催、また、パンフレットの作成等による促進活動の取り組みを要望する。

(2) 食農教育の促進について

家族や友人と一緒に農業を体験することは、食農教育として大変良い機会である。今まで知らなかった農業の苦労や実情、また、収穫の喜びを肌で実感することは、食の大切さを再認識する上で非常に意義がある。

継続的な農業体験の実施には農家の理解と協力が是非必要である。

そこで、農業体験講座の継続と受入れ農家に対する費用助成を要望する。

【農業委員会】

10 農業委員会の体制強化について

平成24年度から、農地法第3条第1項の農地の権利移動に係わる県知事許可が農業委員会に権限移譲されたことにより、農業委員会の責務と重要性がますます高くなった。

また、農地法の法令業務の一層の透明性の向上、全国的な公平性、公正性

の確保と活動を「見える化」するため、農業委員会の体制を強化する必要がある。

そこで、次の事項を要望する。

農業委員の見識向上に要する調査、研修のため、農業委員会関係予算の充実を図ること。

事務局執行体制の機能強化のため、人材と予算の充実を図ること。